



最高裁判所判事
いし
かね
きみ
ひろ

昭和三十三年一月四日生

略歴

山口県生まれ。ラ・サール中学校、同高校を経て、東京大学法学部を卒業。
昭和五六年 四月 在フランス日本大使館一等書記官、後に同外務省入省
平成八年 六月 在フランス日本大使館一等書記官、後に同参事官
一〇年 九月 総合外交政策局科学原子力課国際科学協力室長
一一年 八月 中近東アフリカ局アフリカ第一課長
一五年 八月 経済協力局有償資金協力課長
一六年 八月 在アメリカ合衆国日本大使館参事官、後に同公使
一九年 九月 國際協力局政策課長 内閣総理大臣秘書官
二〇年 九月 大臣官房総務課長
二一年 七月 大臣官房参事官
二三年 九月 特命全権大使東南アジア諸国連合日本政府代表部在勤
二四年 一月 特命全権大使東南アジア諸国連合日本政府代表部在勤
二六年 一月 國際協力局長
二七年 一〇月 アジア大洋州局長
二八年 六月 総合外交政策局長
二九年 九月 特命全権大使カナダ国駐箚兼国際民間航空機関日本政府代表部在勤
令和元年一〇月 特命全権大使国際連合日本政府代表部在勤
六年 四月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

令和六年七月三日 大法廷判決
優生保護法中のいわゆる優生規定（同法三条一項一号から三号まで、一〇条及び一三条二項）は、憲法二三条及び二四条一項に違反し、同規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法一条一項の適用上違法の評価を受けるとしたうえで、本件各事件において、不法行為によつて発生した損害賠償請求権が民法（平成二九年法律第四四号による改正前）の七二四条後段の除斥期間の経過により消滅したものと主張することは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができず、同主張は信義則に反し権利の濫用として許されないとした（全員一致）。

裁判官としての心構え

裁判の最終的な判断を行う最高裁判所判事の職務を通じて、日本における法の支配の維持・発展に貢献していくことを考えていました。これまで四十年以上にわたり、行政官及び外交官として積んできた経験を活かし、さまざまな声に謙虚に耳を傾けながら、個別具体的の案件に真摯に取り組んでいきたいと思います。